

「証券取引約款」新旧対照表

(変更部分には下線を引く。)

現行約款	変更案
<p>(新 規)</p> <p>第 6 条 (個人情報の取扱い) ～ 第 9 条 (本サービスの内容) (省 略)</p> <p>第 10 条 (本サービスの利用 (前文省略))</p> <p>③ お客様が当社に証券口座の<u>申込み</u>をされていること。(法人のお客様を含みます。) (以下省略)</p> <p>第 11 条 (本人認証) ～ 第 15 条 (注文内容の明示) (省 略)</p> <p>第 16 条 (数量の範囲) お客様が本サービスを利用して売付けの取引注文を行える数量または額は、保護預り約款に基づきお客様が当社に寄託している数量または額の範囲内とし、この数量または額の計算は、当社の定める方法によって行います。</p> <p>第 17 条 (有効期限) ～ 第 23 条 (取引内容等の確認) (省 略)</p> <p>第 24 条 (売却代金および入出金) 有価証券の売却代金は、当社の店頭外国為替</p>	<p><u>第 6 条 (書面の電磁的交付)</u> 当社からお客様への以下の諸通知および交付書面等については、Eメール、顧客用照会画面またはホームページ上で電磁的交付とします。ただし、お客様が電磁的交付に同意されない場合または書面に交付を希望された場合は、書面にて交付することとします。</p> <p>① <u>取引報告書</u> ② <u>取引残高報告書</u> ③ <u>特定口座内保管上場株式等の払出通知書</u> ④ <u>特定口座譲渡益税額のご案内</u> ⑤ <u>特定管理株式譲渡内容通知書 (兼) 払出通知書</u> ⑥ <u>特定管理株式価値喪失株式に係る証明書</u> ⑦ <u>株式等振替制度によるお預かり株式お預かり明細移動のお知らせ</u> ⑧ <u>国内株式・上場投信等配当金等のお知らせ (兼) 支払通知書</u> ⑨ <u>外国為替証拠金取引証拠金代用有価証券受領書</u></p> <p>第 7 条 (個人情報の取扱い) ～ 第 10 条 (本サービスの内容) (現行と同じ)</p> <p>第 11 条 (本サービスの利用) (前文現行と同じ)</p> <p>③ お客様が当社に証券口座の<u>開設</u>をされていること。(法人のお客様を含みます。) (以下省略)</p> <p>第 12 条 (本人認証) ～ 第 16 条 (注文内容の明示) (現行と同じ)</p> <p>第 17 条 (数量の範囲) お客様が本サービスにおいて当社に取引注文を委託できる数量または額は、次の各号に定める範囲とします。 <u>(1) 買付注文については、当社の定める数量、または額の範囲内とし、その計算については、当社が定める方法により行うものとします。</u> <u>(2) 売付注文については、保護預り約款に基づきお客様が当社に寄託している数量または額およびお客様の代用有価証券の数量または額の範囲内とし、その計算については、当社が定める方法により行うものとします。</u></p> <p>第 18 条 (有効期限) ～ 第 24 条 (取引内容等の確認) (現行と同じ)</p> <p>第 25 条 (売却代金等の受渡) <u>代用有価証券の売却代金は、約定した日から</u></p>

証拠金取引「パートナーズFX」のお客様名義の取引口座（以下「FX取引口座」といいます。）に自動的に振り替えられます。

2 本口座の入出金は、全てFX取引口座を通じて行うこととします。

#### 第25条（有価証券の入出庫）

お客様の口座への有価証券の入庫は、当社取扱銘柄でかつ保管振替機構を利用した他の証券会社からの口座振替による入庫に限るものとし、また、お客様の口座からの有価証券の出庫は、保管振替機構を利用した他の証券会社への口座振替に限るものとします。

#### 第26条（取引報告書）

お客様の取引注文が約定したときは、金商法の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書をお客様に交付いたしますので、取引報告書を受領されたときは、速やかにその内容をご確認ください。

2 取引報告書の記載内容について不審な点があるときは、速やかに当社に直接ご連絡ください。

#### 第27条（取引残高報告書）

（前文省略）

2 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領されたときは、速やかにその内容をご確認ください。

3 取引残高報告書の記載内容について不審な点があるときは、速やかに当社に直接ご連絡ください。

#### 第28条（サービス内容の変更） ～

起算して4営業日目に受渡しされ、当社の店頭外国為替証拠金取引「パートナーズFX」のお客様名義の取引口座（以下「FX取引口座」といいます。）の受入証拠金に自動的に振り替えられます。また、保護預り証券の売却代金は、約定した日から起算して4営業日目に受渡しされ、お客様名義の証券口座に反映されます。

2 有価証券の買付けに係る買付代金および手数料は、約定した日から起算して4営業日目にお客様名義の証券口座から引き落としいたします。

3 売付けた、または買付けた有価証券は、約定した日から起算して4営業日目に受渡しされます。

#### 第26条（入出金および有価証券の入出庫）

本口座の入出金は、全てFX取引口座を通じて行うこととします。

2 お客様の口座への有価証券の入庫は、当社取扱銘柄でかつ保管振替機構を利用した他の証券会社からの口座振替による入庫に限るものとし、また、お客様の口座からの有価証券の出庫は、保管振替機構を利用した他の証券会社への口座振替に限るものとします。

#### 第27条（取引報告書）

お客様の取引注文が約定したときは、金商法の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書をお客様に交付いたしますので、取引報告書を受領されたときは、速やかにその内容をご確認ください。

2 取引報告書は、書面の電磁的交付に同意されているお客様に対しては、お客様の取引注文が約定したその都度、翌営業日終了時までに交付いたします。なお、当該電磁的交付の時期に交付できない場合には、電子メール等にて交付の時期を通知します。

3 取引報告書の記載内容について不審な点があるときは、速やかに当社に直接ご連絡ください。

#### 第28条（取引残高報告書）

（前文現行と同じ）

2 取引残高報告書は、書面の電磁的交付に同意されているお客様に対しては、前項各号の期間の末日の翌営業日終了時までに交付いたします。なお、当該電磁的交付の時期に交付できない場合には、電子メール等にて交付の時期を通知します。

3 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領されたときは、速やかにその内容をご確認ください。

4 取引残高報告書の記載内容について不審な点があるときは、速やかに当社に直接ご連絡ください。

#### 第29条（サービス内容の変更） ～

<p style="text-align: center;">第 31 条 (届出事項の変更等) (省 略)</p> <p>第 32 条 (免責事項) (前文省略)</p> <p>⑧ 第 10 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 2 項および第 19 条第 2 項、第 4 項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず若しくは無効とし若しくは執行せず、お取引を制限し若しくは停止し、またはお預りした有価証券を返還しなかった場合</p> <p>⑨ 第 27 条および第 28 条第 1 項、第 2 項の規定に基づく本サービスの内容の変更若しくは利用の制限若しくは停止</p> <p>第 33 条 (解約事由) (省 略)</p> <p>第 34 条 (解約時の取扱い) 各契約が解約となった場合の手続き等は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 当社所定の方法により、お預りしている有価証券をお客様の指定する他の証券会社等へ振替えます。 (以下省略)</p> <p>第 35 条 (本約款の変更) ～ 第 38 条 (分離独立条項) (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 32 条 (届出事項の変更等) (現行と同じ)</p> <p>第 33 条 (免責事項) (前文現行と同じ)</p> <p>⑧ 第 18 条第 2 項、第 19 条第 2 項、および第 21 条第 2 項、第 4 項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず若しくは無効とし若しくは執行せず、お取引を制限し若しくは停止し、またはお預りした有価証券を返還しなかった場合</p> <p>⑩ 第 29 条、第 30 条および第 31 条の規定に基づく本サービスの内容の変更若しくは利用の制限若しくは停止</p> <p>第 34 条 (解約事由) ～ (現行と同じ)</p> <p>第 35 条 (解約時の取扱い) 各契約が解約となった場合の手続き等は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 当社所定の方法により、お預りしている有価証券をお客様の指定する他の証券会社等へ振替えます。<u>また、お預りしている金銭は、当社指定の方法により、お客様が指定の銀行口座にお振込みします。</u> (以下現行と同じ)</p> <p>第 36 条 (本約款の変更) ～ 第 39 条 (分離独立条項) (現行と同じ)</p>
--	---

以 上